

さいたまの学童ほいく

NO.07-3 / 2007年12月14日 埼玉県学童保育連絡協議会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-1005 048-644-1571

FAX048-644-1572 http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/

e-mail:gakudoust@yahoo.co.jp 【郵便振替】00160-7-93727

11月20日、さいたま市内において来年度県予算についての福祉部、教育局との話し合いが開催されました。県下29市町から約180名の保護者・指導員が参加。県から新井美代子子育て支援課長以下7名が出席。県議会からは、公明党、民主党・無所属の会、共産党（代理）の3会派が出席、社民党からメッセージをいただきました。

薄井俊二会長、新井課長のあいさつの後、山本和順事務局長が要望を説明、つづけて6名の父母・指導員が現場の実態をもとに施策の改善を訴えました。

「荒れる子どもへの対応に悩んだとき、クラブ内や指導員会での相談と研修が大事だった。退職が続いては学童が子どもにとって安心できる居場所にならない。勤続できる労働条件と、研修・打ち合わせ時間を確保する補助増を」山崎さん（東松山市・指導員）

「二人の子どもが指導員に支えてもらい、安心して働くことができた。しかし指導員は仕事が重要なのに労働条件が低すぎる。子どもたちのために働き続けてもらいたい。社保加入・昇給・一時金が保障できるよう県補助の改善を」川崎さん（幸手市・保護者）

「築40年の現施設は、浸水や雨漏りなどでとても劣悪。これまでも市に公設化を要望してきたが実現せず。10月1日の教育長答弁にそって新設養護学校内に障害児学童保育施設の設置をお願いします」若狭さん（上尾市障害児学童バナナキッズ・保護者）

「現在94名。昨年から分割にむけて担当課と土地を探し、来年度予算に建設費が盛り込まれた。市町村の分割増設を応援するために県も独立施設整備費の予算化を」鈴木さん（所沢市・指導員）

「体温調節ができない、てんかん発作のため静養が必要になるなど、重度障害の子どもたちは配慮が必要になる。体育施設開放利用だけでなく、空調のきいた教室等の利用を認めてほしい」前川さん（さいたま市障害児学童わんぱく・保護者）

「2校区で10月から第2クラブを設置。市の単独補助で施設整備費と設備費がついたが、子どもたちの生活の場としてはまだ充分ではない。来年度は9クラブが大規模になるが、県も施設整備費の予算化で大規模解消を助けてほしい」照岡さん（上尾市・保護者）

新設養護に学童設置を市町村と検討 / 指定管理者制度導入は住民合意の上で

県との話し合い開催。続いて知事懇談で要求実現へ！

大規模分離に向け国に補助を要求 / 単独整備費は引き続き検討

発言を受け、野口典孝主幹が回答しました。

【県補助基準額の改善】「国の補助単価を基本として確実に予算を確保したい。新規クラブもカバーするが、それだけで大変な額。県単補助は原則廃止という流れもあり、基準額については引き続き研究していく」と述べ、国の単価を基本とする従来の考え方に止まりました。

【単独施設整備費予算化を】「県としては余裕教室の活用を基本と考えている。しかし、単独で整備する場合の補助については市町村からも要望があり、引き続き考えていきたい」大規模クラブの分割について「国には分割にかかわる施設整備費の特例的な補助金の創設を求めている」と述べました。

【障害児担当指導員配置】「さらなる加算等は、引き続きその必要性について検討していきたい」と従来通りの回答でした。

【障害児学童保育運営費】補助基準額と配置基準の改善について、「さらなる補助要件の緩和は、放課後児童健全育成事業との整合性や県財政の状況を考えて引き続き研究していきたい」と述べました。

【特別支援教育課の協力を】新設養護学校への障害児学童施設設置について「放課後児童クラブ関係者の要望を踏まえ関係市町村と検討する」と10月1日教育長答弁にそった回答がありました。学校施設利用については「放課後児童クラブの意義を踏まえ、各学校の実情に応じて可能な活動場所の提供を検討したい」と述べました。

【放課後児童クラブ運営基準】活用促進事業の復活について「課としては延長を求めていた。今後、復活の機会をうかがっていく」。見直しについて「必要に応じておこなうが、国ガイドラインとの関係では県基準の方が詳細なので考えていない」「点検やhp上での公表は引き続きおこなう」と述べました。

【放課後子どもプラン】「学童と教室のそれぞれを充実していく。国も難しさがわかってか、最近“一体的”とはあまり言わない。連携とは何ができるか、というのが基本だと考えている」と述べました。

【指定管理者制度】「学童保育には指定管理者制度はなじまない」という見解を示すこと、制度変更の際の説明責任について市町村に徹底するよう求めました。主幹は「保護者会等と意思疎通を図る等は以前から伝えてきているが引き続き話していきたい」としたうえで、さ

らに「事業の仕組みとして現行の委託のままでも市民が納得するなら、指定管理者制度を導入する必要はない。市町村とよく話し合っ、よい仕組みを考えてほしい」と述べ、理解を示しました。

「国のガイドラインが出て埼玉は埼玉の運営基準で行く！」

回答を受け、薄井俊二会長が4点の確認質問をおこないました。

単独施設整備費、活用促進事業、障害児加配単価などについて重ねて見解を求めました。担当課は「増加するすべてのクラブに対応することを一番に考え、それに合わせて基準の改善も検討するという形。改善の必要性は理解している」と述べ、今後の研究課題としました。

国で新規事業が予算化された際の県の対応について、「従来どおり国の補助制度にそって予算を確保していく」と述べました。

国のガイドラインと県運営基準との関係については「国のガイドラインが出たからといって、そこに引き下げるという考えはない。引き続き県の基準どおりに市町村に運営を求めていく」と述べました。

指定管理者制度の問題点について「本来福祉事業に参入すべきではない事業者を排除することは難しいと思うが、県当局として指定管理者制度が学童保育のような福祉事業にはなじまないという見解を示すよう求めました。担当課は「なかなか福祉事業には厳しいと認識している。ただ、学童保育は市町村が運営方法を決めるので、県としては制度導入にあたっては保護者・児童・指導員・実際に運営にあたる人たちとよく相談した上で、というお願いをしていくことになる」と述べるに留まりました。



県側回答要旨

福祉部 子育て支援課

・県施策 1. (1)対象数の増加を確実に盛り込んで
(2)補助基準額の増額 (3)公営の補助基準額の引き上げを

平成20年度も大規模クラブの解消によりクラブ数が増加する見込み。
国の補助単価を基本に充実に努める。県補助単価については、引き続き研究していきたい。

2. 施設確保のために (1)単独で建てる補助「児童厚生施設等整備費」の予算化を (2,3) 余裕教室を活用する、備品の購入のための「保育環境改善等事業費」の予算化を (4) 民設へ家賃補助を

(2)施設整備については、余裕教室を活用する整備は、市町村と連携し積極的に活用したい。単独で整備する場合の補助については市町村からも要望があり、引き続き考えていきたい。その他の施設整備費は大変厳しい状況。

3. 指導員研修会を引き続き共催、内容も充実・予算増を

研修はたいへん重要だと認識している。連絡協議会と連携をとりながら、可能な限り続けていきたい。

4. 大規模問題解決のために (1)「複数の集団活動ができる体制」をとった場合、それぞれへ補助できる要件を明確にして
(2)適正規模を確保するため、市町村に分離独立を働きかけて

市町村には「施設を区切り、会計上も別の運営体制が確保されていれば2クラブとして扱う」「計画的に分割を進めてほしい」と伝えている。国に対して分割の施設整備費の特例補助金を要望している。

5. 障害児受け入れを進めるために
(1)指導員人件費補助の改善 (2)4人以上で指導員2人配置に
(3)学童保育への送迎を支援する制度を

さらなる加算等は、引き続きその必要性について検討していきたい。

・障害児学童保育事業の改善を
1.箇所数増、児童数増を見込む予算化 2.人件費補助単価改善
3.児童数に見合った指導員配置 4.健康診断料の補助 5.運営費補助 6.施設への補助を、市町村へ働きかけを 7.10人に満たない

クラブも補助対象となるよう要件緩和を 9.送迎用車両の税減免

養護学校学童保育は、クラブや児童数の増加に積極的に対応してきた。また18年度から補助基準額を10%引き上げた。小規模クラブの取り扱いも含め、さらなる補助要件、指導員配置要件の緩和は、放課後児童健全育成事業との整合性や県財政の状況を考えながら引き続き研究していく。自動車税減免は、今すぐには実現することは困難。引き続き税務担当課へ要望趣旨を伝えていく。

・コバトンプランのめざす少子化克服を真に達成するために、学童保育だけでなく児童に関わる予算を抜本的に増やして

放課後児童クラブの充実が重点施策として位置づけている。重要な課題に集中と選択をおこない、次世代育成支援をおこなっていききたい。

・「運営基準」に関わって 1.活用促進事業の復活を・基準そのものの改定を 2.(1)「点検」を引き続きおこなって (2)市町村に「運営基準」適合化への計画づくりを働きかけて

活用促進事業の復活については機会をうかがっていききたい。基準の見直しは必要に応じておこなっていく。点検とhpへの掲載、市町村への働きかけは引き続きおこなっていく。

・「放課後子どもプラン」についての要望 1.国へ、放課後子ども教室と学童保育の両事業をそれぞれ充実するよう要望を
2.プランの具体化は、福祉部と教育局が対等連携で 3.県推進協議会において、両事業の役割を踏まえ効果的な連携を図って

『プラン』の中で放課後子ども教室と学童保育は別々の事業と捉えており、それぞれの良いところを充実させていくことが重要。国も難しさがわかったためか、最近は「一体的運営」とあまり言わなくなった。「連携ということでは何ができるのか」が基本だと考えている。

・厚生労働省に対して 1.概算要求の実現を働きかけて 2.厚生労働省ガイドラインの実効性確保の仕組み作りを

概算要求を注視しながら適切な対応が行えるよう努力する。国のガイドラインについて、埼玉県も国に呼ばれて作成段階からかわり、点検表や運営基準適合化補助金の必要性を伝えている。実際、国では点検表の実施を考えているようで、こども未来財団が作業をしている。

・指定管理者制度 1.県として「学童保育にはなじまない」と表明を 2.市町村が制度を導入する際は、住民・父母・指導員への

説明責任を果たすよう徹底を

事業運営主体と選定方法は市町村が決定するが、保護者や児童との意思疎通は当然必要な事項であり、指定管理者制度導入の市町村でも配慮すべきことと考える。今後とも市町村担当者が集まる機会に保護者会等との意思疎通が図られるよう依頼していく。

市民に納得される仕組みとして指定管理者制度を導入するが、委託のままでも市民が納得するのであれば必ずしも導入しなければならないものでもない。利用者と市町村でより良い仕組みを考えてもらいたい。住民に対する説明責任については引き続き市町村に話していく。

教育局 義務教育指導課

-2.- (5) 学校施設等を活用できるように指導を

県で策定した「余裕教室の活用指針」、放課後児童クラブの例を取り上げている「空き教室転用事例集」などにもとづいて、社会教育施設や児童福祉施設などの福祉施設等への活用を含め、余裕教室の有効活用を図るよう市町村教育委員会に働きかけているところ。

教育局 特別支援教育課

-8.- (1)2009年度開校の県立養護学校内に障害児学童保育の施設設置を (2)養護学校と障害児学保との日常的な情報交換の場を (3)養護学校施設を学童保育の活動場所として利用できよう協力を

(1)新設特別支援学校の施設・敷地の活用については、放課後児童クラブ関係者の要望を踏まえ関係市町村との調整を図りながら検討する。
(2)児童生徒の健全な育成を図るため、学校・家庭・地域で適切な情報の交換を行い、養護学校の児童・生徒が関わる学童保育機関や福祉関係諸機関等と連携を図ることは大切なこと。それぞれの学校・家庭・地域の実情に即して検討することが必要。
(3)特別支援学校は厳しい教室不足の状況。また放課後は部活動、各教室等で教材研究等で学童保育のために専用の施設として提供することは困難。しかし、「県立学校体育施設開放事業」の利用団体として学校内施設を利用しているクラブもある。引き続き放課後児童クラブの意義を踏まえ、各学校の実情に応じて可能な活動場所を提供できるか検討していきたい。